

答 申 書  
( 答 申 第 245 号 )  
平成 29 年 6 月 27 日

---

1 審査会の結論

建設廃棄物処理委託契約書に関する公文書について、非開示とした部分のうち、各法人の印影部分を非開示としたことは妥当であるが、その余の部分は開示することが妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨  
省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条第1項外の規定による協議書及び変更協議書に係る建設廃棄物処理委託契約書である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、平成 28 年 9 月 6 日付けオ網建行第 866 号で公文書開示決定期間延長通知を行い、その後、本件公文書が北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する非開示情報（以下「2 号情報」という。）に該当するとして、平成 28 年 9 月 21 日付けオ網建行第 927 号で公文書非開示決定通知処分（以下「本件非開示処分」という。）を行った。

審査請求人は、本件処分において非開示とした情報のうち、条例第10条第1項第2号規定の当該非公開情報が記録されている部分を除いて、同条第3項に定めるところにより、本件公文書の開示が妥当であるとして処分の取消しを求めていることから、本件非開示部分に係る処分の妥当性について判断する。

また、審査請求書には、審査請求の理由として、条例第10条第1項第2号規定の当該非公開情報が記録されている部分を除いて、同条第1項第3号で定めるところにより、本件公文書の開示が妥当であるとしているが、審査請求人の反論書の記載から、同条第1項第3号は同条第3項の誤記であることから、読み替えて審議することとする。

(3) 2 号情報の該当性について

ア 実施機関は、2 号情報に該当するとして非開示とした本件非開示処分について、次のとおり主張する。

本件公文書は北海道建設部土木工事共通仕様書において、施工計画書の添付書類として、受注者に写しの提出をさせているものであり、受注者が建設廃棄物の収集運搬あるいは処分を委託して行う場合に、その相手先との契約書である。そのため、受注者が廃棄物の収集運搬あるいは処分を自ら行う場合は建設廃棄物処理委託契約書が存在しないこととなる。

このため、存在する公文書について受注者の委託の相手先等を非開示とする一部開示を行った場合は、受注者が廃棄物の処理等を委託したのかが判別できることとなり、開示することにより当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められると主張しているため、本件非開示処分の 2 号情報の該当性について判断することとする。

イ 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情

報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものを非開示情報として定めている。

ウ 審査会として、本件公文書を確認したところ、建設廃棄物処理委託契約書には事業者（工事受注者）、収集運搬会社、処分会社の記載欄があり、事業者が廃棄物処理を委託している場合は、当該欄に会社名が記載され、自社で処理を行っている場合は契約書自体が存在しないことが確認された。

そこで、委託契約書の有無が判別できることが、2号情報による非開示理由に当たるかについてであるが、本件開示請求は、既に完了している工事にかかる公文書に対するものであり、事業者（工事受注者）の委託の状況は開示請求によらなくても、工事の状況を確認することにより判別できる事項であることから、委託の有無が開示請求により判別できたとしても、それが必ずしも今後の入札時に事業者（工事受注者）の不利に当たるとは言えないと考える。

また、実施機関から確認したところによると、事業者（工事受注者）はあるエリアの工事において、収集運搬及び処分を自社で行うか委託するかは、事業者（工事受注者）がケースバイケースで判断していることから、委託契約書を開示したとしても特段の不利があるとは考えられない。

以上のことから、委託の有無が判別されることにより、それが今後の入札において特定の参加者が不利になるとは言えず、事業者（工事受注者）の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれるとまでは言えないと考えられるため、開示が妥当であると判断する。

ただし、本件公文書中に記載された各会社の印影部分については、法人の内部管理上の事項に属する情報であると認められるため、2号情報に該当し、非開示と判断されることから、一部開示が妥当であると判断する。

#### (4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成28年10月26日	○ 諮問書の受理（諮問番号 536） ○ 実施機関から関係書類（(1)諮問文、(2)審査請求書の写し、(3)公文書開示請求書の写し、(4)公文書開示決定期間延長通知書の写し、(5)公文書非開示決定通知書の写し、(6)審査請求の概要、(7)弁明書の写し、(8)反論書、反論書資料の写し、(9)対象公文書の写し）の提出
平成28年10月31日	○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成28年11月22日 平成28年12月4日 平成28年12月12日	○ 審査請求人から意見書の提出
平成28年12月12日 （第二部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 審議
平成29年1月20日 （第二部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成29年2月20日 （第二部会）	○ 実施機関から補足説明 ○ 審議
平成29年4月21日 （第二部会）	○ 実施機関から補足説明 ○ 審議
平成29年5月17日 （第二部会）	○ 答申案骨子審議
平成29年6月19日 （第90回審査会）	○ 答申案審議
平成29年6月27日	○ 答申